

宇宙活動法の見直しに向けての取組

(要望書の提出)

令和6年9月25日に、「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」（通称：宇宙活動法）の見直しに係わる要望書を内閣府および経産省に提出したので、その概要を報告する。

宇宙輸送に関してSJACは、産業界の自主規則として「弾道ロケット打上げ安全実施ガイドライン」の取りまとめや、内閣府主催のサブオービタル官民協議会への参加などを進めてきました。また、2024年1月には、内閣府と宇宙活動法に係わる制度の在り方についての意見交換を行い、宇宙輸送サービスの発展の見通し、宇宙活動法が抱える課題、海外主要国との関係および業界意見聴取の必要性について意見を交わしました。

従来、宇宙輸送は大型衛星を大型ロケットで打上げる形態が主流でしたが、近年の技術進展により、小型衛星や小型衛星コンステレーション、サイズや機能が多様化したロケットの登場の兆し、さらに、再使用ロケットやサブオービタル飛行、海上発射、気球利用、水平着陸、サンプルリターンなど、さまざまな輸送形態の可能性が広がっています。

しかし、現状の宇宙活動法はこうした新たな技術や形態に対応しきれておらず、宇宙産業界の発展を促進するには、法制度の迅速な見直しが急務な状況になっています。

SJACでは、上記の認識を踏まえ、宇宙活動法の見直しに係わる要望書を令和6年9月に実施したSJAC宇宙委員会で取りまとめ、令和6

年9月25日に内閣府および経産省に提出しました。

要望書では、宇宙活動法第3条に定められた「技術力および国際競争力の強化を図る適切な配慮」が極めて重要であり、その実現こそが宇宙産業の確固たる地位を築くための基盤であるとの認識に立ち、これを踏まえ、産業界の発展に資するために以下の三つの柱を盛り込みました。

1. 産業界との密接な連携
2. 情報の早期開示
3. 産業化を促進する支援内容の拡充

また、宇宙産業のさらなるグローバル化が見込まれる中で、海外制度の導入に際しては、国際的な競争力を確保するとの観点からの検討が求められる点にも言及しました。

今後、宇宙活動法の見直しについては、内閣府宇宙政策委員会の「宇宙活動法の見直しに関する小委員会」にて議論が進展することが期待されます。SJACとしても宇宙活動法の改訂がわが国宇宙産業の発展に寄与するよう、引き続き取り組んでまいります。

令和6年9月17日
(一社)日本航空宇宙工業会
宇宙委員会

「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」の改正に係る要望

近年、政府は宇宙開発を加速・推進し、宇宙産業を育成するため、宇宙関連研究開発予算の確保、宇宙航空研究開発機構(JAXA)における開発契約の制度見直しへの着手、さらには1兆円にも及ぶ宇宙戦略基金の創設等様々な施策を講じてきた。他方で、我が国宇宙産業の実態はいまだ十分な国際競争力を有しているとは言い難く、産業界としてもこれら政府の諸政策の成果を基に競争力の涵養に向け、総力を挙げて努力すべきタイミングを迎えているところである。

宇宙産業が産業としての健全性を確保し、将来に向けてさらに成長するにあたっては、打上げロケット及び搭載される衛星の設計、製造に始まり、組み立て、打上げ、そして衛星や軌道上デブリの管理に至るまでの一連のプロセスが、不可分の関係にあること、また、特にサプライチェーンの観点からは、いわゆるニュースペースとレガシースペースが置かれている状況に差異がないことを考慮すると、産業規模やそのステージを越えて、産業界全体が一連のプロセスの在り方について明確なイメージを共有することが必要となっている。

今般、政府におかれては「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」、いわゆる宇宙活動法の改正を検討されているが、以上のような現状認識の下、政府における検討に際しては下記のような事項について配慮いただけるよう、お願い申し上げます。

記

1. 産業界の意見聴取及び改正方針の早期開示

宇宙産業が上記のような一連のプロセスとして相互に深く関係していること、また、宇宙活動法第3条には、「我が国の人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関与する産業の技術力及び国際競争力の強化を図るよう適切に配慮」をすることが、宇宙基本法第16条とともに規定されていることから、宇宙活動法の改正プロセスにおいては、打上げ事業者のみならず衛星関連企業など、広く宇宙産業関連事業者等の意見を聴取することが重要と考える。そのため、弊団体のような直接関連する企業を通じ、広範な企業とのコミュニケーションを含めた産業界の代表も関与した形での議論をお願いしたい。特にその概要や目指す方向等について詳細を早期開示いただきたい。

2. 改正内容の早期開示

宇宙活動法の改正内容についてはその外縁について早い段階で開示し、産業界とのコミュニケーションをお願いしたい。内容については宇宙活動のパブリック・アクセプタンスの向上を図るという観点からも所要の規制の導入は必要との認識は共有しうるものの、航空関連法規等の別の法体系等で担保されているような場合の競合問題、あるいは新宇宙輸送ビジネスのような新ビジネスを必要以上に制限し、委縮させること等が発生しないように配慮願いたい。また、新たな産業創出につながる規制緩和や新たな制度整備による産業化促進といった目的の改正においては、新ビジネスを早期に構想し投資を促す観点から、早期開示および産業界の要望の反映をお願いしたい。

3. 産業化に係る政府支援

宇宙活動法第3条及び宇宙基本法第16条の規定に鑑み、宇宙産業の一連のプロセスにかかわる事業者がその競争力を確保し、産業として確たる地位を築いていくために、サプライチェーン対策支援や政府によるアンカーテナンシー、さらには官公需における役務取引の在り方等についてもご高配を賜りたい。また、民間が過度な損害賠償リスクを負うことなく健全に産業化を進めていけるための官民の責任分担の在り方についても制度化および国際的な合意形成をお願いしたい。

4. 産業競争力を確保可能な制度設計

認証制度を始めとする国内制度の見直し、あるいは海外制度の導入や制度調整を検討するにあたっては、我が国宇宙産業の実態を客観的に評価した上で、我が国宇宙産業が産業競争力をそがれることなく、国際的にその地位を早期に確立でき得るようにするという観点も考慮の上検討いただくようお願いしたい。

以上

〔(一社) 日本航空宇宙工業会 技術部 部長 中村 陽一郎〕